

スキルアップセミナー2015

役に立つ知財セミナー



このリーフレットは、平成27年7月10日（金）に開催された、スキルアップセミナー2015「役に立つ知財セミナー」の講演内容をもとに作成しております。

発行：国立大学法人秋田大学男女共同参画推進室

〒010-8502 秋田市手形学園町1-1

電話 018-889-2260

E-mail sankaku2@jim.u.ac.jp

HP <http://www.akita-u.ac.jp/coloconi/>





①特許権とは？

特許権は発明（アイデア）を保護するための権利で、独占排他権であり、無体財産権でもあります。

▶独占排他権

自分だけが発明を実施できて、他人の実施を排除することができる。

▶無体財産権

A企業が発明を実施しても、B企業も実施できる。

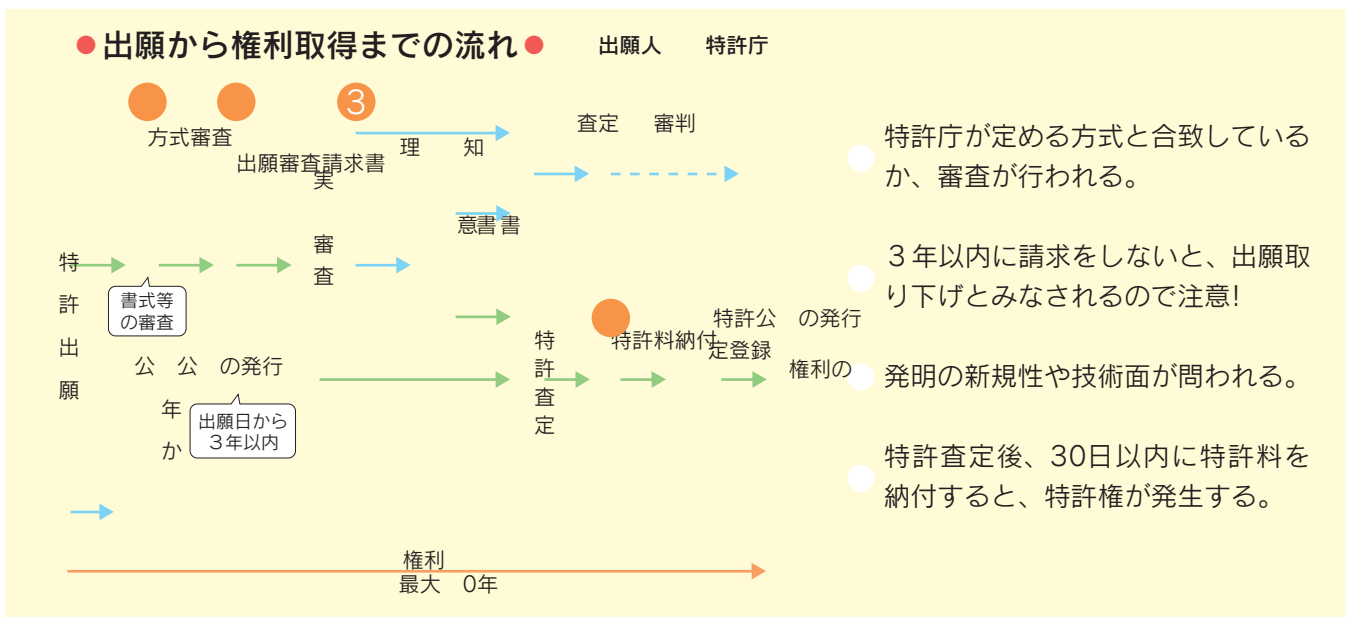
②特許権で何が できるの？

▶特許権者だけが発明を実施できる

▶第三者に特許権をライセンスできる

特許権者が実施しないとき、第三者にライセンスし、売り上げの一部を実施料として受け取ることができる。

③どうすれば、特許権を取得できるの？



④特許請求の 範囲とは？

特許請求の範囲は、特許権を取得をする発明を特定するための記載です。この記載内容によって、特許権の権利範囲が確定するため、特許出願の書類の中で最も重要な部分です。

特許侵害に該当するか否かは、この特許請求の記載で決まります。

特許請求の範囲というのは、エレメントでできています。

▶オールエレメントルール

権利範囲に含まれるか否かは、対象製品がすべてのエレメント（構成要素）を含むか否かで判断する。

● 特許請求の範囲 ●

例

【請求項1】

液体を入れる容器と、その容器に蓋をする蓋体と、その容器を持つための取手、を備えることを特徴とする液体用容器。



【権利範囲の考え方】

①液体を入れる容器と、②その容器に蓋をする蓋体と、③その容器を持つための取手、を備えることを特徴とする④液体用容器。

この容器の①.②.③.④がエレメント（構成要素）であり、このエレメントを備える容器を別の人が製造・販売すると特許権侵害となる。



商 標 権 (マーク)

① 商標権とは？

商標の目的（商標法第1条）

商標を保護することにより、商標を使用するものの業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する。

たとえば…

商品の性能が良く需要者から信用度の高い企業のマークを他人が勝手に（質の悪い商品にマークを付すなど）使用することにより、企業の信用を失墜させぬよう、マークを保護する必要がある。また、商品にマークを付すことによって売り手が明確となり、需要者が安心して商品を購入することができる。

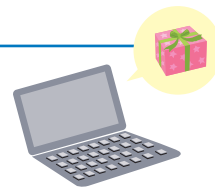
② 商標権の効力とは？

商標権の効力（商標法第25条）

商標権者は、指定商品、指定役務について登録商標の使用する権利を占有する。

③ 商標の使用とは？

- ▶ 商品や商品の包装に標章を付す行為
- ▶ 商品や商品の包装に標章を付したものを譲渡、展示、インターネット等で提供する行為
- ▶ サービスにあたり、提供を受ける者が利用するものに標章を付す行為など（例：レストランで標章が付された皿を用いて飲食を提供する）



④商標権の効力の及ばない範囲とは？

- ▶ 自己の氏名等
- ▶ 普通名称、産地、数量効能、価格など
- ▶ 慣用商標（酒に正宗など）

⑤商標の類似とは？

商標の類似とは、「同一、又は類似する商品、役務に使用すると需要者が出所の混同をするほど商標が似ていること」を言います。

商標の類似を判断する3つの要素

- ▶ 外観（見た目）
- ▶ 呼称（呼び名）
- ▶ 観念（商標から連想される考え）

⑥指定商品・指定役務の類似とは？

登録商標が出願しようとする商標と同じでも、商品・役務が非類似であれば原則として登録を受けることができます。そのため、特許庁では、類似関係にあると推定する商品又は役務をグルーピングして公表し、商標出願の登録商標の検索を容易にできるようにしています。

● 商標の類似の判断 ●

例

類似するか？

- ①「スーパーライオン」と「ライオン」
- ②「cherryblossomboy」と「チェリーブラッサム」
- ③酒について、「菊正宗」と「菊」
- ④時計について、「アルバイト」と「ALBA/アルバ」

①、②、③は類似します。



著作権

1 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであって、**文芸、学術、美術**又は**音楽**の範囲に属するもの。

☆携帯電話機における著作物の例

- 言語の著作物…小説
- 音楽の著作物…着メロ、着うた等
- 美術の著作物…画像（静止画）、漫画
- 図形の著作物…地図
- 映画の著作物…動画、テレビ画像、ビデオゲームソフト
- プログラムの著作物…コンピュータプログラム



2 著作権

①著作者人格権

…公表権、氏名表示権、同一性保持権

②著作財産権

…複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権etc

③著作隣接権

…実演家・レコード製作者・放送事業者に与えられる各種の権利

角谷 浩先生 からのコメント

- 参加いただいた方には、特許権の権利範囲の考え方や、商標出願時に考慮しなければならない商標の類似についての事例問題について回答していただきましたが、皆さんよく理解されていました。
- 研究者、事務職員の方も、知的財産権は日ごろの業務範囲に含まれていますので、セミナーなどに参加して理解を確認することをお勧めします。
- 特許、商標や著作権等について、分からないことがありましたら、気楽にご相談ください。



参加者の声

- より実践的なお話を現場の方から聞くことができ、大変勉強になった。
- 特許権について少し理解が深まった。
- 特許・商標権について、勉強になりました。

特許・実用新案、意匠、商標の公報等の情報については、インターネットで簡易検索することができます。

 J-Plat Pat
特許情報プラットフォーム

